

(案)

契 約 書 (単価契約)

- 1 件名 岡山市東部クリーンセンター溶融メタル売払 (単価契約)
- 2 履行場所 岡山市東区西大寺新地 4 5 3 番地 5
- 3 委託期間 令和 年 月 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 契約単価 円 (1 t 当たり) (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 5 予定数量 1 6 0 t 以内 (溶融メタル及び炉底メタルの総量)
- 6 予定総金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円) 以内
- 7 契約保証金
この契約に係る契約保証の種類は、次のうち とする。
契約保証の種類
① 契約保証金の納付 ② 銀行等の金融機関の保証 ③ 履行保証保険による保証
- 8 売払代金の納付方法 数量確定後 毎月払
- 9 売払代金の計算方法
毎月の数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) とする。

上記の売払について、岡山市 (以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行する。

(総則)

第 1 条 甲は、岡山市東部クリーンセンターの灰溶融処理施設から排出される溶融メタル及び炉底メタルを、乙に売払い、乙はこれを購入するものとする。

2 契約期間内の溶融メタル売払量が、仕様書に記載された予定売払数量 (以下「予定売払数量」という。) に比べて不足がある場合でも、甲は乙に溶融メタルを売払い、乙は甲から購入するものとする。なお、溶融メタル売払量が予定売払数量を下回る場合、甲は当該差量について売却義務を負わず、何らの責任を負わない。

(履行)

第 2 条 乙は、この契約書及び仕様書等 (仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。) に従い、この契約を履行するものとする。

2 この契約書に定める催告、申請、請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(契約の保証)

第 3 条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければなら

ない。ただし、第 3 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (本項及び第 5 項において「保証の額」という。) は、予定総金額の 1 0 0 分の 1 0 以上としなければならない。

3 乙が第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 2 8 条第 2 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 3 号に掲げる

- 保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 予定総金額に1割を超える増減額変更があった場合には、保証の額が変更後の予定総金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- (契約保証金の返還)
- 第4条 甲は、契約履行の完了確認後又は第20条、第22条第6号若しくは第9号、第24条若しくは第25条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。
- (引渡し方法等)
- 第5条 引渡しは、岡山市東部クリーンセンター内の溶融金属貯留場所において、溶融金属は甲所有のショベルローダによる車上渡しとする。なお、溶融金属の運搬車両への積み込みは甲が行うものとする。炉底金属は乙が手配するクレーン等による運搬車両への積み込み（現状渡し）とする。
- 2 溶融金属及び炉底金属の引渡し量は、岡山市東部クリーンセンターのごみ計量機により計量を行い、甲、乙双方が計量伝票により確認するものとする。
- 3 乙は、契約期間中、甲の指示により計画的に売払品を引取るものとする。
- (売払品の分析)
- 第6条 乙は、売払品である溶融金属及び炉底金属それぞれについて、契約期間内に1回以上組成分析を行い、その結果を甲へ報告するものとする。分析は、鉄(Fe)、銅(Cu)、金(Au)、銀(Ag)、白金(Pt)、パラジウムの6成分を含むものとし、蛍光X線分析法によるものとする。
- (売払代金の納付)
- 第7条 乙は、毎月末にその月の溶融金属売払取引明細書を提出し甲へ報告を行い、甲はこれを確認するものとする。
- 2 月毎の売払代金は、毎月数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- 3 甲は、乙からの報告を受けた後、月毎の売払代金を記した納入通知書を乙に交付する。納入通知書の納入期限は納入通知日より1月とし、乙は定められた納入期限までに代金を納付するものとする。
- 4 前項の支払いが所定の期日までに行われない場合は、その翌日から支払い日まで年2.5パーセントの割合で算定される遅延利息を乙から甲に支払うものとする。
- 5 売払金額には、溶融金属及び炉底金属の引取に要する運搬、その他一切の費用を含むものとする。
- (権利義務の譲渡等)
- 第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。
- (契約関係者に関する措置請求)
- 第9条 甲は、乙がこの契約を施行するために使用している労働者等でこの契約の施行又は管理につき著しく不適当と認められる者がいるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (契約期間の延長)
- 第10条 乙は、天災その他正当な事由により契約期間内にその義務を履行できないときは、その理由を書面により明らかにし、契約期間の延長を甲に申請するこ

- とができる。
- 2 甲は、前項に規定する申請があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、乙と協議して契約期間の延長日数を定めるものとする。
- (契約単価の変更)
- 第11条 契約締結後において物価、賃金等の変動を理由として、契約単価の変更をすることはできない。ただし、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、契約単価が著しく不適当となったときは、その実情に応じて、甲は、乙と協議の上、契約単価を変更することができる。
- (契約の変更)
- 第12条 この契約を変更するときは、変更契約書を作成の上、甲乙双方記名押印しなければならない。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、その必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- (一般的損害)
- 第13条 この契約の目的物の引渡し前に生じた損害その他契約の履行に関して生じた損害（次条に規定する損害を除く。）は、甲の責めに帰する場合を除き、すべて乙が負担しなければならない。
- (第三者に及ぼした損害)
- 第14条 乙は、この契約の履行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰する場合を除き、その損害を賠償しなければならない。
- (契約の変更、中止等)
- 第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知し、契約内容を変更し、又は契約の全部若しくは一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、次項に定めるところにより、契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は必要な費用等を負担するものとする。
- 2 契約期間、契約単価又は予定数量の変更は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲は、天災その他の不可抗力により、乙が契約を施行できないと認めるときは、第1項の規定により、契約の全部又は一部の施行を中止させるものとする。
- (条件変更等)
- 第16条 乙は、契約の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。
- (1) 仕様書及び質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 仕様書等に誤り又は脱漏があること。
- (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
- (4) 現場の形状、施行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の現場が一致しないこと。
- (5) 仕様書等で明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知しなければならない。
- 3 第1項の事実が甲及び乙の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に定めるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第4号又は第5号に該当し、仕様書等を変更する場合で目的物の変更を伴うものは、甲が行う

ものとする。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、仕様書等を変更する場合で目的物の変更を伴わないものは、甲及び乙が協議して甲が行うものとする。

(3) 第1項第1号から第3号までに該当し、仕様書等を訂正する必要があるものは、甲が行うものとする。

4 前項の場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙と協議して契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。
(契約期間の短縮等)

第17条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して契約期間の短縮を請求することができる。この場合において、短縮日数は、乙と協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙と協議して契約単価若しくは予定数量を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。
(臨機の措置)

第18条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他契約の施行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 甲は、乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、予定総金額の範囲内において負担することが適当でないと認める部分については、これを負担するものとする。この場合において、負担額は、乙と協議して定めるものとする。

(契約単価等の変更に代える仕様書等の変更)

第19条 甲は、第11条、第13条又は第15条から前条までの規定により契約単価又は予定数量を変更すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、契約単価又は予定数量の変更に代えて、又は変更とともに仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、乙と協議して定めるものとする。

(甲の任意解除権)

第20条 甲は、契約が完了するまでの間は、次条又は第22条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行に当たり甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の

目的が達せられないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市契約規則又はこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等(暴力団、暴力団関係者(暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。)であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。

(7) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

- (8) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (9) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
- (甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第23条 第21条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- (乙の催告による解除権)
- 第24条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (乙の催告によらない解除権)
- 第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 契約の内容を変更したため、予定総金額が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。
- (乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第26条 第24条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- (契約解除等の通知)
- 第27条 契約の解除等の通知をするときは、書面により遅滞なく行わなければならない。
- (甲の損害賠償請求等)
- 第28条 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、予定総金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- (1) 第21条又は第22条(第9号を除く。)の規定により契約完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 契約完了前に、乙がその履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 甲は、第1項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。
- 5 第1項の場合(第22条第6号の規定により、この

契約が解除された場合を除く。)において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第29条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第30条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、この契約による予定総金額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

(紛争の解決)

第31条 甲及び乙は、契約に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、甲及び乙の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

(秘密の保持)

第32条 乙は、この契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第33条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長

㊞

乙 住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞